

大口町告示第90号

大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の委託に関する規約の実施細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年10月1日

大口町長 鈴木雅博

「大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務
の委託に関する規約」の実施細則の一部を改正する細則

「大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の委託に関する規約」の実施細則（平成24年大口町告示第50号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の
委託に関する規約の実施細則

第7条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成31年度まで」に改める。

第8条第1項中「平成24年7月1日から平成26年10月31日まで188円」を「平成26年11月1日から平成31年10月31日まで240円とし、以後、甲及び乙は、5年ごとに徴収事務手数料の見直しを行うもの」に改め、同条第2項中「とし、上水道並びに公共下水道及び農業集落家庭排水（以下「下水道等」という。）の調定件数に対する下水道等調定件数の比率を乗じて、下水道等年間調定件数で除したものを2事業で割り算出し」を「として積算した5年間の経費に、上水道の5年間の調定見込件数に対する公共下水道及び農業集落家庭排水（以下「下水道等」という。）の5年間の調定見込件数の比率を乗じて、下水道等の5年間の調定見込件数で除したものを2事業で除し、算出する。なお」に改め、同項ただし書中「平成24年7月1日から平成26年10月31日までは、料金システム機器にかかる経費は」を「業務費のうち上下水道料金徴収システムにかかる経費は」に改め、同条第4項を削る。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この細則は、平成26年11月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は平成27年4月1日から施行する。